

第二次宮城県再犯防止推進計画 国・民間団体の取組



※下線部が更新箇所

番号	施策の方向性 括弧があるものは第二次宮城県再犯防止推進計画で変更したもの	事業名	事業内容	事業実施に当たっての現状・課題	団体名等
1	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	矯正就労支援情報センター（コレワーク）の就労支援	コレワークとは、刑務所や少年院といった矯正施設に収容されている者たちの施設収容中の就職内定の促進するために設置された法務省の機関であり、コレワーク東北は、令和2年7月の運用を開始し、5年目を迎えたところです。コレワークでは事業主に対し、主に「雇用情報提供サービス」、「採用手続支援サービス」、「就労支援相談窓口サービス」の3つのサービスを提供します。 ①雇用情報提供サービスでは、出所後の就労が決まっていなかった受刑者等の資格、居住地、出所予定時期等の情報をコレワークで一括管理し、受刑者等の雇用を希望する事業主に対し、その雇用ニーズに適合する者を収容している施設の情報を提供することで、受刑者等と事業主のマッチングを行っています。 ②採用手続支援サービスでは、事業主への採用に関する事務手続き、面接や書類選考等のサポートなどを幅広く支援するとともに、対象となる者との面接日時、書類選考等の調整を行っています。 ③就労支援相談窓口サービスでは、事業主からの問い合わせに応じ、各種支援制度について案内するほか、矯正施設の現状や各種取組を御理解いただくため、施設見学会、職業訓練見学会、矯正展などの案内をしています。 再犯により刑事施設に収容されている受刑者の約7割は犯行時に無職であり、また、仕事に就いていない者は、仕事に就いている者と比較して再犯率が約3倍高いことが明らかになるなど、再犯に至る過程における「仕事」の有無が再犯防止に大きな影響を与えている現状にあります。 コレワーク東北では、引き続き宮城県をはじめ関係機関の方々との連携を綿密に図り、就労支援による再犯防止に努めてまいります。	○コレワーク東北が設置された令和2年7月以降令和6年6月末までの内定件数は79件であった。 ○受刑者等専ら求人者の届出をいただいた事業主の数は増加しているものの、事業主が希望する人材と受刑者等が希望する職種がマッチしないケースも多く、出所時等までに内定に至らないケースも多い。 ○宮城県は、東北の中で最も帰住予定地としている受刑者等が多い。引き続き県内の多くの事業主にコレワークを認知してもらうとともに、人材を求め事業主と就業を希望する受刑者とのマッチングを増やしていくことがコレワーク東北の目標であり、課題である。	仙台矯正管区 矯正就労支援情報センター（コレワーク東北）
2	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	刑務所出所者等総合的就労支援	法務省と厚生労働省では、刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に行うため、2006年度から、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、保護観察所では、就労支援セミナー、事業所見学、職場体験講習、トライアル雇用制度（試行的な雇用期間を設けることで、事業主の不安を軽減し、常時雇用への移行促進を図る制度。実施した事業主には試行雇用奨励金が支給されます。）及び身元保証制度（身元保証人を確保できない刑務所出所者等について身元保証を行う団体が1年間身元を保証し、被保証人による業務上の損害等に対し事業主に見舞金を支給する制度）などの就労支援メニューを活用した支援を行っています。		仙台保護観察所
3	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	更生保護就労支援事業	法務省が就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間団体に委託し行う事業で、受託者は、更生保護就労支援事業所を設置し、当該事業所に配置された専門的な知識及び経験を有する就労支援員が刑務所出所者等の就労支援を行っています。宮城県内では、現在、特定非営利活動法人宮城県就労支援事業者機構が受託し、同機構が運営する宮城県更生保護就労支援事業所が事業を実施しています。具体的な業務内容は、就労支援の対象となる刑務所出所者等に対するマンツーマンでの仕事探しのサポート、事業主に対する支援対象者への業務上の指導方法等に関する助言及び協力雇用主となる事業者の開拓と協力雇用主に対する研修の実施等です。 宮城県内では、この更生保護就労支援事業で就労した刑務所出所者等の定着支援を行っており、刑務所出所者等を雇用していただける民間事業者の開拓、刑務所出所者等に対する就労支援及び就労した後の職場定着支援に加え、サテライトサポートセンター就労支援員による支援活動という一連の支援を、仙台保護観察所と宮城県更生保護就労支援事業所が相互の役割分担のもと連携して行っています。		仙台保護観察所
4	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	その他の就労支援	2015年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言を行った協力雇用主に奨励金を支給する 刑務所出所者等就労奨励金制度を実施しています。		仙台保護観察所
5	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	出所後の仕事の確保のための就労支援と職業訓練	無職者の再犯率が有職者よりも高いというデータに基づき、国の再犯防止政策では、犯罪のあった者について、仕事に就いて社会復帰してもらうことを主要な施策の一つと捉えています。これを受け、法務省は平成18年から、厚生労働省とも連携して矯正施設出所者の就労を促す取組を行っています。 その一環として、宮城刑務所は「就労支援強化矯正施設」の指定を受け、ハローワーク職員が駐在し、キャリアコンサルタント資格のある専門官及び非常勤職員が配置され就労に関するカウンセリングやガイダンス、求人情報の提供、受刑者が応募を希望した企業の採用面接のための連絡・調整など、宮城県就労支援事業者機構等とも連携しながら、就労のための支援を実施しています。こうした取組によって、施設在所中からの企業採用内定や、出所後のハローワークの利用等による就職を目指しています。 また、宮城刑務所では、出所者が建設関係の企業で働くことが多いという事情を踏まえて、「建設機械科（小型建設機械課程）・建設躯体工事科」の職業訓練を実施し、建設業に必要な資格や技能の取得を促しています。	事業に当たっての当所の状況については、年間5～10%程度の被収容者数の減少、当所在出所者の特殊性（刑期罪名、30%強が無期懲役、40%強が60歳以上、20%強が反社会的組織に加入し、また、心身疾患のため稼働能力が低下した者の増加等）、出所後の就労見込みがある者の増加等の状況に伴い、全体的には就労支援の希望者は減少傾向にあるものの、年度内出所者における支援対象者の割合は横ばいで推移しています。 加えて、在所中内定者については、少ないながら一定数を維持しています。 課題としては、「稼働能力があり働けるが、再犯に至る要因や就労継続を阻害する要因を取り除くに至っていない」受刑者が多く、刑務作業の自覚又は生産作業等の工場就業者として「働く」ことはできるにもかかわらず、規範意識の乏しさや短絡的で安易な思考による行動、社会性の欠如、コミュニケーション能力の不足、薬物やアルコール等の依存的傾向があるなど、再犯や短期離職につながる問題を同時に有している者が多く、単に就労先を確保するだけでは再犯防止に至らない実情が見られます。そのため、再犯に至る問題性に焦点を当てたアプローチを重点的に行い、それぞれが抱える問題について本人が少しでも認識できるような支援、指導を実施しています。	宮城刑務所
6	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	就労支援	在院者に対して専門的な職業指導（電気工事科、自動車整備科、溶接科、給排水設備など）を行い、高度で実践的な知識、技能を付与し、多くの資格を取得させています。これを出院後の生活に生かすため、特に就労支援に力を入れており、在院中に採用内定を得られるよう努めています。この取組は、ハローワークの担当者、保護観察所、民間企業の方々等の御協力をいただきながら、推進しています。採用内定をいただいた場合は、更に在院中に職場見学や職場体験などを行うこともあり、出院後の就労定着に向けた動機付けや不安の払しょくなどに資する取組を行っています。	資格を取得させても、仕事に対する姿勢が後ろ向きであったり、金銭面だけの職業選択をしては、仕事への継続的な定着には結びつかないため、在院者の職業観に応じて、当院就労支援スタッフによるキャリアカウンセリング、就労支援専門官による継続的な面接指導を行い、中長期的なキャリアパスの育成を図っています。また、出院後の保護観察を受けるに当たって、在院者に対する共通認識を持つために、在院中の就労内定先見学等には保護観察官、保護司に同行してもらうなどしてもらっています。 課題として、在院中に内定が決まったとしても、出院後に在院者が描いていた仕事ではなかったとして、早期に辞職してしまうことがあるため、在院中と出院後のイメージの相違を少なくできるような支援が課題です。	東北少年院

第二次宮城県再犯防止推進計画 国・民間団体の取組



※下線部が更新箇所

番号	施策の方向性 括弧があるものは第二次宮城県再犯防止推進計画で変更したもの	事業名	事業内容	事業実施に当たっての現状・課題	団体名等
7	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	協力雇用主に対する助成事業 支援対象者に対する助成事業	◎宮城県就労支援事業者機構の独自事業として、 <u>協力雇用主に対しては雇用協力事業者が犯罪をした者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成を行っているほか、協力雇用主に損害が生じ身元保証システムの適用が困難な場合には、機構の予算の範囲内で見舞金を支給しています。また、県内13地区に協力雇用主会が組織されているため、研修を行うほか、助成金を支給し活動費を支援しています。</u> ◎就労支援対象者に対しては、 <u>就職活動支援業務及び職場定着支援業務のなかで、就職活動が成功し採用が内定したときに準備資金が不足し、あるいは資金がない対象者には就職準備支援金、職場定着支援金を支給しています。</u> また、建設関係技能講習等への支援、具体的には更生保護施設宮城東華会の在籍者、その他の保護観察対象者に対する技能講習、安全衛生教育、特別教育の参加を企画、及び取得費用を支援し、新たな職種への挑戦と就労の安定を図るためその資格取得を促しています。	◎協力雇用主登録職種に建設業の職種が多く、偏りがあるため、多種類の職種からの開拓を必要としている。 ◎関係機関・団体による広報や募集が行われているが、協力できる職種・業態は限定的なものになりやすく、人手不足が著しい業界であっても希望してくる企業・事業所は中小零細業者が多い現状にある。◎広く広報宣伝や募集を行っても、犯罪者や非行少年に対する恐怖心や不安、治安に関する敏感な地域住民の反応などが考えられるため、多種類の職種の開拓に結びついていない。◎それらを解消する方法や手段には限界があることから、諦めることなく、粘り強く、息長く活動を続けて、理解者、協力者を増やしていくしかない。	宮城県就労支援事業者機構
8	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	無料職業紹介事業	宮城県就労支援事業者機構の独自事業として、令和5年3月から無料職業紹介事業を開始しました。活動区域は宮城県、取扱職種は雇用可能性のある職種とし、求人は仙台保護観察所に協力雇用主として登録されている者、求職者については刑務所出所者等のうち、更生保護就労支援対象者として仙台保護観察所の長が選定した者としています。緊急時の対応、法定期間残期間僅少等の対応など、再犯を防止し社会復帰を促す機会となるよう取組を推進しています。		宮城県就労支援事業者機構
9	1 就労の確保に関する支援 (2 就労の確保に関する支援)	職業指導及び就労支援	当園では、在院者の職業能力を高めるとともに、円滑な社会復帰を目的として、職業生活設計指導、職業能力開発指導、資格取得講座などの指導を行っています。また、求人情報の提供、キャリアカウンセリング、外部での職業体験など、出院後の速やかな就労や就労定着に向けた取組みも行っていきます。		青葉女子学園
10	2 住居の確保に関する支援 (3 住居の確保に関する支援)	円滑な社会復帰への支援 (宿泊場所の提供等)	更生保護施設とは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人等で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立することが困難な人々に対して、保護観察所の委託を受けて、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。 <u>生活・就労・金銭管理指導</u> を行い、自立を援助することで、その再犯・再非行の防止に資することを目的としています。 また、宮城東華会を退所した者に対して、本人の同意を得て社会生活が円滑に推移するよう退所後の住居について特に高齢、障害者については、理解のある不動産会社や居住支援法人の協力を得て住居の確保に努め、定期的な訪問支援を行っています。		更生保護法人宮城東華会
11	3 福祉サービスの提供による支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	福祉へのつなぎ支援	検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。 <u>近年、高齢者あるいは精神に何らかの障害を有する者による犯罪及び児童への虐待や性犯罪事案が増加する中、保護観察所や刑務所などのほか、児童相談所や官民の福祉機関とも協力して、被疑者・被告人の再犯を防止するとともに社会への復帰を支援するための様々な取組を行っています。</u> 仙台地方検察庁では、再犯防止や罪を犯した者の円滑な社会復帰・更生等に向けた適切な助言等の支援を行う目的として刑事政策推進室が設置されており、 <u>罪を犯した高齢者・障害者・住居不安定者で不起訴処分や執行猶予付きの判決により釈放が見込まれる者等を対象として、事件を担当する検察官からの情報に基づき、同室担当職員のほか、社会福祉士の資格を有する社会福祉アドバイザーが保護観察所や福祉サービス機関と調整を行った上で、支援の方向性について、検察官に対して助言を行うことにより、司法と福祉が連携し、福祉的支援につなげることで再犯防止等に取り組んでいます。</u>	検察庁では、福祉サービスへの支援に関して独自の資源やルートを有しておらず、同支援を行うに当たっては、保護観察所を始め、地方自治体や民間団体からの理解と協力が不可欠である。 今後においても、犯罪を犯した者の特性やニーズを把握するとともに、関係機関に対しては適切な情報提供を行って、円滑な支援の実施に努めたい。	仙台地方検察庁
12	3 福祉サービスの提供による支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	法務少年支援センターによる相談支援等	「法務少年支援センター」として、本人や家族、そうした方々を支援する関係機関からの依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、再犯の防止に向けて、相談・助言、問題行動の分析や指導方法等の提案、事例検討会（ケース会議）等への参加などを行っています。		仙台少年鑑別所
13	3 福祉サービスの提供による支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	福祉サービス提供のための支援	法務省では、高齢受刑者や障害のある受刑者を再犯防止のために福祉サービスの利用が必要な者として位置付け、保護観察所や都道府県の地域生活定着支援センター等と連携して矯正施設出所者を福祉につなげる「特別調整」や、刑事施設在所中から福祉施設のサービスを試行的に体験させる制度などを推進しています。 特に宮城刑務所は、刑期の長い受刑者を収容する施設であることから、在所中に高齢になったり、疾病・障害が現れたりする者が多く、そうした者の社会復帰を促すために、特別調整の対象にならない高齢・疾病・障害受刑者についても幅広く福祉的支援を行っており、疾病・障害の程度や残った在所期間などの条件を考慮しながら、出所後に必要な福祉サービスや医療が提供されるよう、県や市町等の行政、地域生活定着支援センター、福祉サービス機関等との連携を図っています。	<u>当所における福祉的支援の現状として、特別調整に該当する者に対してはもちろん、非該当者（高齢、疾病以外の問題を抱えた者）についても幅広く支援を行い、出所後の社会復帰を促し、再犯防止につなげることを目的として取組を進めていますが、当所在所者の特徴として、受刑機関が長期である者が多く、在所中に支援のニーズが変化する者も多く、柔軟な対応が必要となります。</u> また、 <u>労務場留置者についても支援が必要となる者が増加しており、入所前に検察庁から、出所後のために各関係機関に対し、必要な情報の共有がされるよう定期的に協議会等を実施することで、上記について繰り返し確認しています。今後の課題として、出所後の福祉サービス利用にタイムラグが生じないように在所中の丁寧な調整を目指す必要があります。</u>	宮城刑務所

第二次宮城県再犯防止推進計画 国・民間団体の取組



※下線部が更新箇所

番号	施策の方向性 括弧があるものは第二次宮城県再犯防止推進計画で変更したもの	事業名	事業内容	事業実施に当たっての現状・課題	団体名等
14	4 薬物依存を有する者への支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	薬物対象者等に対する回復支援等	保護観察所では、本人に対する回復支援、家族への支援、関係機関との連携について重点的な取り組みを行い、さらに地域社会が薬物依存症に対して正しい理解を得て偏見や先入観をなくすことを目指しています。 本人に対する回復の中心になるのが個別又は集団で実施される薬物再乱用防止プログラムになります。同プログラムは依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに断薬意志を持続させつつ、再び乱用しないための具体的な方法を習得させることを目的としており、 <u>集団プログラムには仙台ダルクやアロー萌木から助言者としてスタッフの参加を得ています。</u> また、保護観察の処遇に加え、地域における必要な援助などを受けさせる目的から仙台ダルクと連携し、薬物依存回復訓練を委託する取り組みを進めています。 2つ目として支え手になる家族に対する支援です。年に4回、引受人会を開催し、家族に対して薬物依存に関する正しい知識の習得や本人に対する適切な関わり方を学んでいます。また、この会は疲弊している家族に少しでも元気になってもらうことも目的としています。 3つ目は地域の有効かつ緊密な連携体制整備です。現在、毎月保護観察所において薬物の回復支援に関わる20団体（令和6年6月末現在）が集まり、情報交換や役割確認などを行い、切れ目のない支援が受けられるように連携を強化しています。 また、中学校等に赴き、若年層等に対して講演を実施したり、薬物乱用防止広報リーフレットやDVD教材などを活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、 <u>県内の大学に仙台ダルク代表等と赴き、大学職員に対し薬物依存についての説明を行い、薬物の問題を抱えている学生の状況を聴取し助言を行うとともに、薬物依存に関する相談機関・団体が記載されたリカバリーカードを数百部持参し、学生の薬物関係の相談に有効に活用されるよう配布依頼しています。</u>		仙台保護観察所
15	4 薬物依存を有する者への支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	依存症回復支援	アロー萌木のプログラムであるミーティングに参加して、自分自身を振り返り、他の参加者の話を聞くことで、考えるヒントをもらったり、一人ではないと言う確信を持ったりする事により、薬物に依存する生き方を変えていけるようになります。 また、依存症の自助グループに参加を勧めています。自助グループに参加する事により、回復している仲間姿に希望を持ち、孤立することも少なくなります。また困った時の相談相手もみつかります。 専門病院の受診はかかせません。依存症は、処方薬でも依存しやすくなるため、専門医によるカウンセリングや、治療プログラムを受けることが効果的なため、アロー萌木の通所、入寮の条件にもなっております。又、受診していなかったり、専門病院の事を知らない方にはアロー萌木の担当スタッフが、同行支援をしています。 そのほか、生活するにあたっての困り事や、対人関係の問題など、面接相談も行っています。	以前よりも集団になじむことの難しい利用者が増えたため、まずはスタッフとの1対1の関係性の中で、世の中には信頼できる人もいる、と身をもって感じてもらうことにしています。それができてから集団という段階を踏まないで、集団の中で疑心暗鬼になり、結局回復のプログラムから離脱してしまうことが多いです。 信頼関係を構築するには時間が掛かるため、年単位での息の長い支援が求められています。また、利用者の話を丁寧に聞き、個々のニーズにそった支援をすることも重要です。一見薬物依存症とは無関係のような生活上の困りごとや人間関係の悩みが、実は薬物使用に結び付く場合も多くあり、そのような一つひとつの具体的な問題を一緒に考えながら「薬を使わなくても、使わない方が楽に生きられる」ところを目指して支援をしています。	特定非営利活動法人 仙台ダルク・グループ アロー萌木
16	4 薬物依存を有する者への支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	薬物依存離脱指導	法務省の施策として、刑事施設では、平成18年から薬物依存を抱えている対象者に対して、再犯防止に向けた薬物依存離脱指導を行っています。宮城刑務所においては、指導に当たって、グループワークやミーティングに民間自助団体の仙台ダルクやNA（ナルコティクス アノニマス日本）からの参画を得て、連携して実施しています。	<u>薬物依存からの離脱に向け、社会復帰後の関係機関・団体の協力を必要とする者が多くいます。自ら関係機関・団体とつながろうとする対象者自身の意欲（動機づけ）をどのようにして維持させるか、働きかけの連続性を保つための効果的な情報共有をどのようにして行うかが課題となっています。</u>	宮城刑務所
17	4 薬物依存を有する者への支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	特定生活指導（薬物非行防止指導）	当園では、薬物依存を有する在院者に対し、薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないことを目的とした指導を実施しています。		青葉女子学園
18	4 薬物依存を有する者への支援 (4 福祉、医療及び薬物依存等からの回復に関する支援)	再乱用防止対策事業の推進	<u>全国の麻薬取締部が実施している「薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業」の拡大により、仙台地方検察庁においても、麻薬取締部以外の捜査機関により検挙された後、不起訴処分や保護観察が付かない全部執行猶予判決を受けた薬物初犯者に対し、釈放後、麻薬取締部が実施する再犯防止プログラムにつながるよう検察官から説明を行うとともに、同プログラムの受講を希望する者に関する情報を麻薬取締部に提供して、薬物の再乱用防止事業を推進している。</u>	検察官において、逮捕・勾留の有無に係わらず、薬物初犯者に対し、再犯防止プログラムについて説明を実施した上、受講希望の有無を確認しているところ、対象者は、薬物初犯者であるが故に薬物依存を安易に考える傾向にあり、自身で何とかできるという考えから、現状として、同プログラムの受講を希望するものは決して多くはない。 また、希望しているものの、裁判において実刑判決を受けることになり、受講につながらない者も少数ながら存在している。 今後においても、対象者に対しては、薬物乱用者における心身の健康への弊害を説くとともに、同プログラムの有効性についても理解を深める必要があると考えている。	仙台地方検察庁
19	6 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援 (5 犯罪をした者の特性に応じた再犯防止等に関する支援)	修学支援	当院では、高等学校卒業程度認定試験受験希望者に対して、 <u>学習支援の企業に依頼させていただき、受験指導に係る教科指導を行っていただいております。</u> また、少年院を出院後、学校に復学することになる場合は、在院中に学校関係者や保護観察所の方々を交えた支援会議を行い、復学に向けた調整をすることもあります。 <u>令和6年度からは、高等学校卒業の資格を有しておらず、通信制高校への入学を希望する者に対し、通信制高校に入学して学習する機会を提供できるようになりました。</u>	当院在院者の約5割が高校中退であり、本来であれば、高等学校卒業程度の資格を有して、就労先の選択肢を増やしたいところ、当院は職業指導がメインであり、在院中に資格を取得させることが最優先であるため、在院者の能力的な面、時間面において、高等学校卒業程度認定試験を受けられる余裕がないことが課題です。	東北少年院
20	6 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援 (5 犯罪をした者の特性に応じた再犯防止等に関する支援)	法務少年支援センターによる非行防止支援	少年鑑別所では、「法務少年支援センター」という名前を持ち、「地域とつながり 地域につなげる」をキャッチフレーズに、地域社会の非行・犯罪の防止や青少年の健全育成のための支援を行っています。個別対象者への支援に加え、研修・講演や、法教育・非行防止教室（出前授業）などにも取り組んでおり、依頼の内容に応じて、学校や警察など、多くの関係機関と連携して対応することもあります。		仙台少年鑑別所
21	6 非行少年等に対する改善更生、非行防止等に関する支援 (5 犯罪をした者の特性に応じた再犯防止等に関する支援)	教科指導及び就学支援	当園では、義務教育の指導の他、中学校卒業以上の在院者に対し、補習教育指導、高等学校教育指導、高等学校卒業程度認定試験受験指導などを行っています。また、在院者の改善更生に向けて、高等学校受験、復学のための調整など、在籍学校等と連携して出院後の就学につなげる取組みを行っています。		青葉女子学園

第二次宮城県再犯防止推進計画 国・民間団体の取組



※下線部が更新箇所

番号	施策の方向性 括弧があるものは第二次宮城県再犯防止推進計画で変更したもの	事業名	事業内容	事業実施に当たっての現状・課題	団体名等
22	7 国及び市町村、民間団体等との連携による支援 (1 地域における包摂的な支援)	再犯防止推進ネットワーク	令和3年度から、仙台市、仙台矯正管区、仙台保護観察所が事務局となって開始した事業。再犯防止推進のため、仙台市内支援者間の相互理解に基づく円滑なつなぎ支援の実現を目指して、年間3回、市内関係機関・団体による「再犯防止推進ネットワーク会議」を開催しています。また、同会議主催で、年間1回、主に支援者を対象とした「再犯防止推進セミナー」を開催しています。	事務局三者が協議を密にしながら、市内の支援者の連携を図っていきます。 また、同様な取組を宮城県をはじめ各自治体で実施することについて検討します。	仙台保護観察所
23	7 国及び市町村、民間団体等との連携による支援 (1 地域における包摂的な支援)	ボランティアによる更生保護活動	保護観察や犯罪予防等の更生保護諸活動は、国の機関のみならず、保護司などの更生保護ボランティアと呼ばれる様々な方々が、それぞれの特性を活かし更生保護活動に積極的に参加されています。 非常勤の国家公務員として、保護観察官と連携している保護司の他、更生保護女性会は地域のお母さんとして、BBS会は少年のお兄さんお姉さんとしての立場で、それぞれ活動しています。	仙台保護観察所においては、引き続き、各団体への支援を行いながら、連携のもと更生保護活動を推進していきます。 一方、大津での事件を契機として、更生保護活動の中心である保護司の面接場所確保が課題となっています。	仙台保護観察所
24	7 国及び市町村、民間団体等との連携による支援 (1 地域における包摂的な支援)	保護司による更生保護活動	保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。民間人としての柔軟性と地域事情に適している特性を生かし、保護観察所に配置された国家公務員である保護観察官と協働して、保護観察を受けている人への指導や助言や、刑事施設や少年院に入っている人が円滑に社会復帰できるよう機件先の調査や相談を行っています。また、犯罪を予防するための地域活動にも取り組んでいます。	・一般の方の保護司に対する認知度が低く、その意義も含めた広報活動が必要となっている。 ・保護司の高齢化が進んでおり、また、保護司の成り手確保ができにくくなるなど、保護司制度の安定的な維持に困難が生じている。 ・保護司が保護観察対象者や家族と面接を行う場所として、保護司自宅に頼っている状態である。公共団体等の協力による面接場所の確保が必要となっている。	仙台保護観察所